

○蕨市景観条例施行規則

令和3年9月28日規則第24号

蕨市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び蕨市景観条例（令和3年蕨市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第4号の規則で定める工作物）

第2条 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

（1）建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物（同項第2号に掲げるものにあっては、高さが15メートルを超える旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。）

（2）建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物

（3）建築基準法施行令第138条第3項各号に掲げる工作物

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

（景観計画の提案）

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）に市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画の提案についての結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

（事前協議の申出）

第4条 条例第8条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、届出対象行為に係る事前協議の申出書（様式第3号）又は届出対象行為に係る事前協議の変更申出書（様式第4号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号イからハまでに掲げる図書

（2）次に掲げる基準に適合する図書

ア 全ての立面を表示した4面以上の立面図であること。

イ 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び

彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。) が記載されていること。

ウ 縮尺100分の1以上のものであること。

(3) 景観形成基準対応説明書(様式第5号)

2 条例第8条第2項の規定による通知は、届出対象行為に係る事前協議の結果通知書(様式第6号)により行うものとする。

(届出対象行為に係る届出)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第8号)に、同条第1項の規定による届出に添付した図書(当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る2回目以降の変更であるときは、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に關係のあるものであって当該変更の内容を表示したものを添付して行うものとする。

3 市長は、前2項の届出の内容について、指導又は助言を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、届出等受理通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(届出に添付する図書)

第6条 条例第9条の規則で定める図書は、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる図書とする。

2 前条の届出書には、省令第1条第2項第1号ニの図書の添付を要しないものとする。

3 市長は、省令第1条第2項の規定にかかわらず、条例第8条第2項第1号に掲げる場合に該当するときは、図書の添付を省略させることができる。

(行為の着手制限の期間短縮の通知)

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、行為の着手制限の期間短縮通知書(様式第10号)により行うものとする。

(行為等に係る指導)

第8条 条例第11条第2項の指導は、景観計画区域内行為に係る指導通知書(様式第11号)により行うものとする。

(適用除外となる規模等)

第9条 条例第12条第1号の規則で定める規模は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。

| 区域 | 行為の種類 | 規模 |
|--------------------------------------|---|---|
| 市域全域 (蕨宿景 観形成重 点地区を 除く。) | 1 建築物の新築、増築、改築又は移転(以下「建築物の新築等」とい う。) | 次のいずれにも該当しないもの ア 高さが10メートルを超えるもの イ 建築面積(増築にあっては、増築後の建築面積をいう。 以下同じ。)が500平方メートルを超えるもの |
| | 2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建築物の修繕等」という。) | 次のいずれにも該当しないもの ア 高さが10メートルを超えるもので、外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの イ 建築面積が500平方メートルを超えるもので、外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの |
| | 3 工作物の新設、増築、改築又は移転(以下「工作物の新設等」とい う。) | 次のいずれにも該当しないもの ア 高さが15メートルを超えるもの イ 建築物に付設されるもので、工作物の新設等後の上端の地盤面からの高さが15メートルを超えるもの |
| | 4 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「工作物の修繕等」という。) | 次のいずれにも該当しないもの ア 高さが15メートルを超えるもので、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの イ 建築物に付設されている、その上端の地盤面からの高さが15メートルを超えるもので、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの |
| 蕨宿景 観形成重 点地区 | 1 建築物の新築等又は建築物の修繕等 | 次のいずれにも該当しないもの ア 建築物の新築等で全てのもの イ 建築物の修繕等で、その対象となる面積が各立面の面積の10分の1を超えるもの |
| | 2 工作物の新設等又は工作物の修繕等 | 次のいずれにも該当しないもの ア 工作物の新設等で全てのもの イ 工作物の修繕等で、その対象となる面積が各立面の面積 |

| | |
|--|--------------|
| | の10分の1を超えるもの |
|--|--------------|

(行為の完了等の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出に係る行為の完了の届出は、行為の完了届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第14条の規定による届出に係る行為の中止の届出は、行為の中止届出書（様式第13号）により行うものとする。

(勧告及び公表に対する意見)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）により行うものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定により、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えるときは、勧告公表通知書（様式第15号）により、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、勧告の公表に対する意見書（様式第16号）により、当該通知を受けた日から起算して10日以内（法第18条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めるときは、5日以内）に意見を述べなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第12条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第17号）により行うものとする。この場合において、当該通知書には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第9条の例により図書を添付するものとする。

(変更命令等)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第18号）により行うものとする。

2 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第20号）により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第21号）のとおりとする。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第15条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物不指定通知書（様式第23号）により行う

ものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第16条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第24号）により行うものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（様式第25号）により行うものとする。

(景観重要建造物の標識等)

第17条 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物であることの表示
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 名称
- (5) 蕁市の表示

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第18条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第27号）により通知するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の許可をしないときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第28号）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第19条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（様式第29号）により行うものとする。

(景観重要建造物の管理等)

第20条 条例第18条第4号の規則で定める措置は、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置とする。

2 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書（様式第30号）により行うものとする。

3 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（様式第31号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案等）

第21条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第32号）により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木不指定通知書（様式第33号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第22条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第34号）により行うものとする。

2 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第35号）により行うものとする。

（景観重要樹木の標識等）

第23条 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木であることの表示
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 名称
- (5) 蕨市の表示

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請等）

第24条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第37号）により通知するものとする。

3 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の許可をしないときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第38号）により通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復等命令）

第25条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第39号）により行うものとする。

(景観重要樹木の管理等)

第26条 条例第20条第3号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
 - (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。
- 2 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書（様式第40号）により行うものとする。
- 3 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書（様式第41号）により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第27条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書（様式第42号）により行うものとする。

(景観推進団体の認定の要件)

第28条 条例第21条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観推進団体の活動区域（以下この条及び次条において「地区」という。）内の土地又は建築物若しくは工作物に関する権利を有する者又は事業者により組織されたものであること。
- (2) 規約において次に掲げる事項が定められていること。
 - ア 名称
 - イ 目的
 - ウ 事務所の所在地
 - エ 活動の内容
 - オ 構成員に関する事項
 - カ 役員に関する事項
 - キ 会議に関する事項
- (3) 地区の面積が0.5ヘクタール以上であること。

(景観推進団体の認定の申請)

第29条 条例第21条第2項の規定による申請は、景観推進団体認定申請書（様式第43号）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 地区を示した図面
- (3) 団体の役員及び構成員の名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観推進団体の認定等の通知)

第30条 市長は、条例第21条第1項の認定をしたときは、景観推進団体認定通知書（様式第44号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第21条第1項の認定をしないこととしたときは、景観推進団体不認定通知書（様式第45号）により通知するものとする。

(景観推進団体の認定の取消し)

第31条 市長は、条例第21条第1項の認定を受けた景観推進団体が、第28条各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、景観推進団体認定取消通知書（様式第46号）により通知するものとする。

(景観協定の認可の申請)

第32条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第47号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 当該景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定に関する調書（様式第48号）

(3) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(4) 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面（縮尺1万分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。以下「景観協定に係る位置図」という。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観協定の変更の認可の申請)

第33条 法第84条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第49号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定に関する調書

(3) 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(4) 景観協定に係る位置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観協定の廃止の認可の申請)

第34条 法第88条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第50号）に、

次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 法第88条第1項の合意を証する書類
- (2) 景観協定に関する調書
- (3) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- (4) 景観協定に係る位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(景観整備機構の指定の申請)

第35条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（様式第51号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 指定を受けようとする年度の前年度の事業実績（前年度の決算が完結していないときは、前々年度の事業実績）を記載した書類
- (3) 指定を受けようとする年度の事業計画（当該年度の事業計画を決定していないときは、前年度の事業計画）を記載した書類
- (4) 指定を受けようとする年度の前年度の決算書の写し（前年度の決算が完結していないときは、前々年度の決算書の写し）
- (5) 指定を受けようとする年度の収支予算書の写し（当該年度の収支予算書を決定していないときは、前年度の収支予算書の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(景観整備機構の変更の届出)

第36条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（様式第52号）により行うものとする。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。